

4月から「障害者自立支援法」が始まります

現在、障害者の区分は3つに分けられ、その種類や年齢によって受けられる福祉サービスの内容が決められています。

障害者自立支援法の成立により、いずれの場合も共通の福祉サービスが受けられるようになります。 ■お問い合わせ／養父市福祉事務所（☎ 662-3162）、または各地域局まで

◎新しいサービスの仕組み

複雑に組み合わさっていた福祉サービスをまとめ、障害者の地域での自立した生活を総合的に支援します。

※福祉サービス利用時の費用は…

サービスを利用したら、費用の1割を負担することになります。ただし、所得に応じて上限が決まっています。

《障害福祉サービス》

■介護給付／障害程度が一定以上の方に、生活上・療養養生の必要な介護を行います。

■訓練等給付／身体的・社会的なリハビリや就労につながる支援を行います。

■自立支援医療／障害の種類・年齢により決められていた医療費の仕組みが、一本化されます。

■利用者負担の上限額

区分	対象となる方	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の方	自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で障害者又は障害児の保護者の年収が80万円以下の方	15,000円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	24,600円
一般	住民税課税世帯の方	37,200円

※同じ世帯に利用者が複数いる場合などでも、合算した額が上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給され、負担軽減が図られます。
※資産が一定以下の方は、個別の減免や社会福祉法人の利用者負担の軽減があります。
※施設でサービスを利用する場合、食費や光熱費などは全額自己負担です。

◎医療費が変わります

更生・育成・精神通院医療が一本化され「自立支援医療」となり、原則1割負担となります。ただし、所得に応じて上限額が決まっています。

■医療費負担の上限額

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で障害者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間的な所得	住民税課税世帯で住民税額(所得割)が20万円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	住民税課税世帯で住民税額(所得割)が20万円以上	自立支援医療費支給の対象外

※所得の低い方以外でも、継続的に相当額の医療費負担が発生する場合は、上限額が決まっています。

木彫フォークアートおおや作品集ができあがりました!



9月21日～10月4日にかけて開催しました「第12回公募展木彫フォークアート・おおや」の作品集ができあがりました。

今回は、全国各地から145点の応募があり、グランプリ

には戸村賢治さん(静岡県)の作品「道くさ」が選ばれました。

素晴らしい作品たちを、ぜひご覧ください。

●規格等／B5版、表紙・巻頭カラー、入賞・入選作品を掲載

●価格／1冊1,000円

●お問い合わせ／大屋地域局振興課（☎ 669-0120）

養父市⇄豊岡市 図書館等の相互利用が可能に!

養父市教育委員会と豊岡市教育委員会は、両市民がそれぞれの市の図書館等を相互に利用できる制度をスタートさせました。

●相互利用できる図書館等／八鹿公民館図書室、養父公民館図書室、大屋市民センター図書室、関宮公民館図書室、豊岡市立図書館、城崎地域公民館図書室、竹野地域公民館図書室、日高地域公民館所属図書室、出石地域公民館図書室、但東地域公民館図書室

●必要な手続き

①本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)を持参のうえ、八鹿・養父・関宮公民館、大屋市民センター図書室で「利用証明書」か「登録カード」の交付を受けてください。

※発行対象者は、養父市に居住されている方または勤務されている方に限ります。

②相手方への登録は、本人確認ができるものと交付された「利用証明書」か「登録カード」を持参のうえ、手続きをしてください。

(登録経費の実費相当分の負担が必要です)

※①は、養父市の各図書館のいずれでも手続きができます。

※既に「登録カード」を所有されている方は、②のみの手続きとなります。

●お問い合わせ／八鹿公民館（☎ 662-6141）、養父公民館（☎ 664-1141）、大屋市民センター図書室（☎ 669-0120）、関宮公民館（☎ 667-3266）